

## 省インフラ研究会 会則

(設置及びその名称)

第1条 東洋大学（以下「本学」という。）PPP研究センター内に省インフラ研究会を設置する。

(目的)

第2条 研究会は、省インフラ社会実現のための政策提言、事業提案並びに省インフラの社会認知向上、啓発を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 研究会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 省インフラに関する情報の収集、共有
- (2) 省インフラ社会実現のための政策提言、事業提案
- (3) 外部資金の獲得による技術開発拠点の整備
- (4) 広報のための印刷物作成、公開セミナー・イベント等の開催PPPに関する研究並びに調査
- (5) その他、目的達成のために必要な事項

(会員)

第4条 研究会の活動には、法人が会員として参加できる。

- 2 各法人からはあらかじめ指定した3人が活動に参加できることとする。
- 3 研究会が会員を受け入れる場合、PPP研究センター長の承認を受けるものとする。

(参加費)

第5条 会員は、参加費として年10万円を負担することとする。

- 2 参加費は会計年度単位とし、年度途中から受け入れる場合にも全額を負担することとする。
- 3 参加費の用途は、研究会の活動経費に充てるものとする。

(事務)

第6条 研究会の予算はPPP研究センターが管理し、事務は学長室研究協力課が担当する。

(経理)

第7条 研究会の経理は、学校法人東洋大学経理規程に基づき行う。

- 2 研究会の活動に必要な経費は、研究会参加費収入をこれにあてる。
- 3 研究会の会計は、会員の参加費をもって処理し、年度毎の決算とする。

附則

この会則は、平成 25 年 9 月 10 日から施行する。